

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務を行う。 【具体的な事務内容】 ・申請不要の支給(積極支給)対象者については、対象者の抽出、対象者への案内送付、受給拒否・口座変更の届出書の受理、支給者への支払通知の送付、給付金の口座振込を行う。 ・申請による支給対象者については、申請書の受理・審査、申請者への支給決定通知等の送付、給付金の口座振込を行う。
③システムの名称	1 生活支援特別給付金システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯生活支援特別給付金受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の135の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ①番号法 第9条第1項 別表の135の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども・子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6160
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6160
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月16日	対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和4年5月23日時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和4年5月23日時点	事後	
令和5年6月26日	評価書名	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務	子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務		
令和5年6月26日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	墨田区は、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務	墨田区は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイル	事後	
令和5年6月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務	子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務	事後	
令和5年6月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務を行う。	事後	
令和5年6月26日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)受給者ファイル	子育て世帯生活支援特別給付金受給者ファイル	事後	
令和5年6月26日	I 関連情報 3 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	事後	
令和5年6月26日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第8号 別表第二の121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	・番号法第19条第8号 別表第二の121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	事後	
令和5年6月26日	対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月23日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月26日	取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月23日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年8月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	事後	法令改正に伴う条ずれ等の形式的な変更のため、「特定個
令和6年8月26日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第2 57の項	(情報照会の根拠) ①番号法 第9条第1項 別表の135の項	事後	法令改正に伴う条ずれ等の形式的な変更のため、「特定個
令和6年8月26日	対象人数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年8月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和7年6月27日	対象人数 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月27日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	2)十分である	事後	
令和7年6月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミス	事後	
令和7年6月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	-	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年6月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	-	2)十分である	事後	
令和7年6月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	-	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を実施してい	事後	